

龍トピア指定短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定介護老人福祉施設として、和歌山県より指定を受けています。
(和歌山県指定 第3072100377号)

龍トピア指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」といいます）は、ご契約者に対し、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」といいます）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の名称および所在地

名 称	龍トピア指定短期入所生活介護事業所 【管理者】舛本 満男	
事業所所在地	〒645-0417 和歌山県 田辺市 龍神村 柳瀬 530番地	
母体施設	特別養護老人ホーム 龍トピア 【施設長】舛本 満男	
電話・FAX	電話：0739-77-0071 FAX：0739-77-0271	
開設年月日	平成14年 4月 1日	
事業所経営者	社会福祉法人 紀成福祉会 【理事長】竹中 伸	

2. 当法人が経営する他の事業所

名 称	所在地	同一敷地内の事業所
特別養護老人ホーム 鮎川園	田辺市 鮎 川	ショートステイ事業所
特別養護老人ホーム 龍トピア	田辺市 龍神村	デイサービス事業所
		ショートステイ事業所
特別養護老人ホーム 美山の里	日高郡 日高川町	認知症対応型グループホーム
		ショートステイ事業所

3. 利用定員 20名（多床室・従来型個室）

4. 運営方針と目的

利用者の自立を支援するために、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等を行います。また同時に、そのご家族や介護者等の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

5. 営業日と送迎サービスの留意点

- (1) 事業所の営業は年中無休ですが、諸事情により臨時休業とする場合があります。
- ①自然災害等により、長時間にわたり、停電や断水等があった場合。
- ②事業所内にて、インフルエンザやノロウィルス等の感染症による集団感染が発生している場合。
- (2) 台風や大雨・降雪等により、安全な送迎サービスの提供が困難であると事業所が判断した場合や警報以上（大雨、大雪、暴風警報等）が発令された場合は、送迎サービスの臨時休業、または送迎時間の変更を行うことがあります。（当日の判断となることがありますのでご理解ください。）
- (3) 送迎サービスの実施地域は田辺市、上富田町、白浜町、印南町、みなべ町、日高川町としますが、市町村合併により広範囲となった市町村については利用者の身体的負担を考慮し、送迎サービスをお受けできない場合があります。
- (4) 17:00以降の送迎サービス、および日曜日、年末年始の送迎サービスは実施しておりませんので、ご注意ください。

6. 居室等の概要

居室等の種類	室数	居室等の種類	室数	居室等の種類	室数
個室	16室	食堂	2箇所	特殊浴室	1箇所
2人部屋	3室	機能訓練室	1箇所	一般浴室（温泉）	1箇所
4人部屋	12室	医務室	1箇所		

7. 職員の配置状況（特別養護老人ホームと一体的に職員を配置しております。）

職種	配置人数	職種	配置人数
管理職	1人	栄養士	1人
生活相談員	1人	看護職員	4人
介護支援専門員	1人		

職種	配置人数	シフト制勤務（主な勤務体制及び時間）	
介護職員	33人	日中	日勤担当者（10名～13名程度）9:00～18:00
		夜間	夜勤担当者（4名程度）16:30～9:30

8. 介護サービスの内容

1	施設サービス計画の立案	個別の援助計画を立て、内容をご本人・ご家族に説明し、同意のもと介護サービスを提供いたします。
2	食事	食事時間は朝食8:00、昼食12:00、夕食17:00 管理栄養士・栄養士が献立を立て、季節感のある食事を提供致します。利用者の年齢、心身の状況に配慮し、低栄養状態にならないよう適切な栄養量の食事を提供します。
3	介護	可能な限り自立に向けた介護を提供致します。入浴・排泄・食事などの介護を通じて利用者の自立を支援いたします。

4	入浴	週2回以上の入浴があります。身体状況に応じて、一般浴・機械浴・シャワー浴をご利用いただけます。ショートステイご利用者につきましては、入所・退所日の入浴を可能な限り配慮いたします。
5	生活相談	生活相談員等がご相談に応じます。
6	健康管理	服薬管理、バイタル測定、食欲の有無などの健康管理を行います。
7	理美容サービス	訪問の理容サービスをご利用いただけます。事前の申込みが必要となります。
8	所持品の管理	ご利用者の心身の状態により、自己管理が出来ない場合は、施設にお預け下さい。煙草などの火の心配のあるものは、事業所にて管理致します。
9	アクティビティ	レクリエーションや認知症予防プログラム参加の機会を提供します。

9. 緊急時の対応

ショートステイご利用中に、様態の変化および急変など、緊急時の判断による受診の必要性が生じた場合、ご家族に速やかに連絡すると同時に、主治医または当事業所の協力医療機関、その他医療機関に連絡するなど必要な措置を講じます。

診断の結果、入院となる場合はご家族の判断（治療方針等の判断など）が必要となりますので、その際は搬送先の医療機関にてご家族様に、付添いの引継ぎをさせていただきます。

（例：転倒骨折、滑落骨折、肺炎が疑われる発熱など、入院治療が必要となる場合等）緊急時の受診に備えて、予めご希望の医療機関をお知らせ下さい。可能な限り、ご利用者及びご家族の希望される医療機関の受診を心掛けますが、諸事情により緊急搬送の受け入れが困難な場合もございますので、ご理解下さい。さらに、緊急事態に備える為、ご家族の緊急連絡先及び携帯電話番号を複数お知らせ下さい。

尚、ご利用者の通常の定期受診（入所前に予定されていた受診等）は、ご家族様の対応（送迎を含む）となりますので、ご了承下さい。

※事業所は協力医療機関を定めております。

田辺中央病院	和歌山県 田辺市 南新町 147番地
	内科、外科・消化器外科、脳神経外科、皮膚科、整形外科
田辺市龍神中央診療所	和歌山県 田辺市 龍神村 西 340番地
	内科、小児科
龍神村歯科診療所	和歌山県 田辺市 龍神村 安井 274番地
	歯科
大嶋内科医院	和歌山県 田辺市 龍神村 福井 1247番地
	内科、外科

10. 利用料（介護保険の対象となる利用料）について

利用料として厚生労働大臣が定める基準額に対して、介護保険負担割合証に記載されている割合分をお支払い頂きます。

(1) 要介護1：603円/日 要介護2：672円/日 要介護3：745円/日

要介護4：815円/日 要介護5：884円/日

要支援1：451円/日 要支援2：561円/日 ※1割負担の場合

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置されている場合につき算定します。（18円/日）

(3) 送迎加算

ご利用者の心身の状態、ご家族等の事情により、事業所の送迎サービスをご希望される場合、片道につき184円を算定いたします。

(4) 認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した利用者を受入れた場合、入所日から7日を上限とし算定します。（200単位/日）

(5) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者（40歳以上65歳未満）ごとに個別に担当者を決め、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合、算定します。（120単位/日）

(6) 療養食加算

医師の発行する食事せんに基づいた糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍職、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食および特別な場合の検査食が加算の対象となります。（23円/日）

(7) 夜勤職員配置加算（短期入所生活介護のみ）

介護が困難な利用者に対して、質の高いケアを実施するという観点から、夜勤を行う介護職員の人数が最低基準を1名以上、上回っている場合、算定します。（13単位/日）

(8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施することを目的とし、所定の割合に応じて単位数を算定し加算されます。（介護請求費に14／100を乗じた金額）

(9) 緊急短期入所受入加算

利用者の担当介護支援専門員が緊急にサービスを利用する必要と認めた方で、居宅サービス計画に当該サービスが位置付けられておらず、緊急にサービスを利用する方に対して、入所日から7日を上限とし算定します。（90円/日）

(10) 医療連携強化加算

重度の障害等を持たれた利用者の増加に対応する為、ご利用者の主治医やご家族と急変時の取り決め等を事前に行う必要性がある利用者を受け入れた場合、必要な要件を満たしていれば、算定致します。（58円/日）

11. 利用料（介護保険の対象とならない利用料）について

- (1) 食費は、朝食300円、昼食650円、夕食495円です。但し、自己負担限度額認定証の発行されている方はその額となります。
- (2) 希望による特別な食事に要する費用の実費。
- (3) 理美容代として、施設が契約している出張理美容サービス（1回/1ヶ月）をご利用の場合は、1回につき1,500円頂きます。
- (4) 利用者が、個人の使用に限定する日用品に要する費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの。
- (5) 通常の送迎実施地域を越えての送迎費。
(通常の実施地域を越えた地点から片道50km未満は片道500円、50km～100km未満は片道1,000円、その他、高速道路料金や駐車場代金等を徴収します。)
- (6) 龍トピア短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用料金表は末頁の通りです。

12. 利用料金のお支払い方法

利用料は原則として、郵便局での口座引落とさせて頂きます。1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降にご請求させて頂き、20日に引き落としとなりますので、それまでにご入金ください。

13. 利用の中止、変更、追加

ご担当の介護支援専門員よりいただく利用提供票にて変更の受付をいたします。急な変更もございましょうが、基本的にはご担当の介護支援専門員を経由した変更をお願い致します。ご連絡のない変更については食事代金をお支払頂く場合がございます。但し、体調不良による変更についてはその限りではございません。変更等はご利用日の2日前までにお願い致します。

14. 施設の判断による利用の中止

- (1) インフルエンザやノロウィルス等の感染症の疑いにより、事業所内での集団感染が予測できる場合は、施設の判断によりショートステイの利用を控えていただく場合があります。微熱、せき、疥癬（かいせん）を疑うような皮膚疾患にもご注意ください。サービスを利用している全てのご利用者の健康や安全を第一優先しておりますので、ご理解下さい。また、このような症状がある場合は早めの受診と、当事業所への連絡をお願い致します。
- (2) 精神症状からくる暴力行為等が顕著となり、集団生活に危険が伴う場合。
- (3) 利用者本人の同意が得られないショートステイ利用は、適切な介護サービス提供が困難となりますので利用を中止とさせていただく場合があります
- (4) 利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合は、新規の利用予約受付の停止または利用契約の解除をさせていただくことがあります。

15. 介護保険での利用ができなくなる場合

- (1) 要介護認定の結果、「自立」と判定された場合。
- (2) 当事業所が和歌山県の事業所指定を取り消された場合。

16. 非常災害対策

火災時においては龍トピア消防計画に基づき、利用者の安全確保に努めます。

17. 事故発生時の対応

- (1) 事故防止には最善を尽くしますが、万一事故が発生した場合は、予め登録いただいたいる「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡いたします。また重大な事故の場合は、地方公共団体など、関係機関にもご連絡致します。事故の報告については、当ホームの事故予防検討委員会が調査した結果に基づいて、利用者並びにご家族様に事故の発生状況やその後の対応について、事実を十分に説明いたします。
- (2) 当事業所は、介護サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

18. 苦情の受付について

当事業所のサービスに関する相談や苦情につきましては、龍トピア 苦情受付窓口で対応いたします。又、以下の公的機関においても、苦情申出が出来ます。

機 関 名	連 絡 先 等	
特別養護老人ホーム 龍トピア	管 理 者	施設長 弁本 満男
	窓口担当	生活相談員 栗原 弘次
	電話番号	0739-77-0071
	受付時間	8:30~17:00(月曜日~土曜日)
和歌山県国民健康保険 団体連合会	住 所	和歌山市 吹上 2丁目 1番 22 日赤会館内
	電話番号	073-427-4673
	受付時間	9:00~17:00(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。
田辺市龍神村行政局 健康福祉課介護保険係	住 所	和歌山県 田辺市 龍神村 西 376番地
	電話番号	0739-78-0111
	受付時間	8:30~17:15(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。
上富田町役場 住民生活課	住 所	和歌山県 西牟婁郡 上富田町 朝来 763番地
	電話番号	0739-47-0550
	受付時間	8:30~17:15(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。

白浜町役場 民生課	住 所	和歌山県 西牟婁郡 白浜町 1600番地
	電話番号	0739-43-5555
	受付時間	8:30~17:15(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。
印南町役場 住民福祉課	住 所	和歌山県 日高郡 印南町 大字印南 2252-1
	住 所 H29.4.3~	和歌山県 日高郡 印南町 印南 2570番地
	電話番号	0738-42-1738
	受付時間	8:30~17:15(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。
みなべ町役場 住民福祉課	住 所	和歌山県 日高郡 みなべ町 芝 742
	電話番号	0739-72-2015
	受付時間	8:30~17:15(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。
日高川町役場 保健福祉課	住 所	和歌山県 日高郡 日高川町 大字土生160番地
	電話番号	0738-22-9041
	受付時間	8:30~17:15(月~金曜日) ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。

19. 個人情報の利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 事業所内部での利用目的

- ①当事業所がご利用者に提供する介護サービス
- ②介護保険に係る事務
- ③介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務の内、次の事項
 - ・事業所への入退所等の管理
 - ・会計、経理業務
 - ・介護サービスご利用中の事故、緊急時等の報告
 - ・ご利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 居宅介護支援事業所や医療機関を含む他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ①事業所が利用者に提供する介護サービスの内、下記の事項
 - ・他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答等
 - ・その他の業務委託（食事・リネン類など）
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務の内、下記の事項
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）

- ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 事業所内部での利用目的

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②当事業所で実施される学生等の実習への協力

(2) 居宅介護支援事業所や医療機関を含む他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ①外部監査機関への情報提供

20. その他の運営についての重要事項

- (1) 事業所は、介護職員等の資質向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備しております。
- (2) 職員は業務上知り得た個人情報は利用者および家族の同意なしに使用しません。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密は保持します。
- (3) 当事業所は、利用者の人権と束縛からの自由に配慮し、ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。施設職員が一体となって「身体的拘束等の廃止」に取り組み、入所者処遇の一層の向上を目指すことを目的としていますが、自ら転倒された場合等の怪我には、ご理解ください。
- ①ご契約者、又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。その際には、入所者に対し身体的拘束等を行う場合、入所者、又はその家族に対して身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努め、身体的拘束等を行うことに対して、同意を得た上で行います。身体的拘束等を行う際には、その態様、及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。尚、やむを得ず身体的拘束等を行う入所者についても定期的に観察、再検討し、身体的拘束等の必要性がなくなった場合には直に解除します。
- ②上記(3)①項の内容の基準を当事業所が満たしていない場合、単位数から減算するものとします。
- ③当事業所は、身体的拘束適正化検討委員会を設置し、施設長が委員長となり、副施設長、生活相談員、介護支援専門員、施設主任、看護職員、管理栄養士、その他関係職員をもって構成し、原則として、三ヶ月に一回以上開催し、会議内容を記録します。
- (4) 利用者の記録や情報の管理と開示については、関係法令に基づき適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。また、利用者および家族の個人情報の使用に関しては、ご利用者並びにご家族の同意のもとに適切に使用させていただきます。個人情報の具体的な使用内容については以下の通りです。
- ア) 契約者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療機関等に契約者に関する心身の状況を提供すること、並びにそれに付随して家庭の情報を提供すること。
- イ) 契約者へのサービス提供に際して、心身の状況に関する情報が必要な場合、主治医に意見を聴取すること。

- ウ) 契約者のサービス担当者会議、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査の為に契約者及び家族の個人情報を用いること。
- (5) 当事業所は高齢者虐待の発生又はその再発を防止する為に、担当者を定めて必要な体制の整備を行います。
- ①サービスの提供中に、当事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに入所者の家族や市町村等に連絡するとともに、「社会福祉法人 紀成福祉会 高齢者虐待防止指針」に基づいて迅速且つ適切に対応します。
- ②高齢者虐待の防止に資する取り組みが専門的知識に基づき行われるよう、従業者の資質の向上を図る為の研修等を行います。
- ③当事業所は虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

21. 入所当日にご用意いただくものについて

- (1) 衣類（パジャマ・肌着・普段着・くつした） 上靴（歩行や運動に適した）
- (2) 歯磨きセット
- (3) 上記のものにフルネーム記入（識別が容易に出来るように）をお願い致します。
- (4) 常用薬（解熱剤、通じ薬、水虫薬など）
- (5) 介護保険被保険者証・介護保険負担限度額認定証・介護保険負担割合証の原本またはコピーしたもの

★バスタオルやタオル、顔拭きタオルは施設でご用意しておりますのでご利用下さい。

★施設への、生もの・冷凍食品・手作りの食べ物（消費・賞味期限の確認できない物）の持ち込みは出来ません。

22. 第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

23. お願い

- (1) 利用者の施設敷地内の喫煙は禁止とします。
- (2) 送迎サービス訪問時に、ご家族様の留守がないよう、ご協力ください。
- (3) この重要事項説明書は令和6年8月1日より利用契約時に交付する。

以上

短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

重要事項説明書 説明担当者	役職名 :	氏名	印
	役職名 :	氏名	印
事業所を利用するにあたり、上記の担当者から、当該事業所の重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で同意したことを証する為、本書を2通作成し、契約者または署名代理人押印の上、各1通を保有することとします。個人情報の取り扱いについても同様と致します。			
日付		令和 年 月 日	
契約者	氏名	印	
	住所	〒 和歌山県	
	電話番号		
契約者は署名できない為、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わりその署名と押印を代行いたします。			
代理人	氏名	印	続柄
	住所	〒 和歌山県	
	電話番号		
	携帯電話		